

令和 7 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	八咫商事合同会社	代表者氏名	渡邊 秀之
主たる営業所の所在地	北海道札幌市西区山の手5条2丁目3-23-203		
許可番号	なし	許可を受けている建設業の種類	なし

2. 処分に関する事項

処 分 年 月 日	令和7年10月16日	処分を行った者	静岡県知事
根 拠 法 令	建設業法第28条第2項第2号		
処 分 の 内 容	建設業法第28条第2項の規定に基づく指示 1 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。 2 上記1(1)及び(2)について講じた措置(上記1に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和7年10月31日(金)までに文書により報告すること。		
処 分 の 原 因 とな っ た 事 実	建設業法違反(無許可営業)		
八咫商事合同会社は、陸上自衛隊富士学校発注の静岡県内の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて、請負契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当するものと認められる。			
そ の 他 参 考 と な る 事 項			